

# 生活保護困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業について

(2014年愛知自治体キャラバンまとめ)

市町村名		「自立相談支援事業」は自治体直営で実施し、生存権保障重視を
0	愛知県	生活困窮者自立支援法に基づく、自立相談支援事業は福祉事務所設置自治体が行うこととされており、この事業はその全部又は一部を委託することができることとされています。現在、各市において地域の状況を踏まえ、実施体制の検討が進められているところです。相談を受ける中で、生活保護が必要な場合は、生活保護の担当へつなぐこととしております。
1	名古屋市	生活困窮者に対する自立支援を進めるにあたっては、自治体が所管する公的な制度やサービスのみならず、就労先の開拓、居場所づくり、社会性の回復、日常生活の自立のほかインフォーマルなサービスの利用も視野に入れて支援調整を行うことが重要と考えております。自立相談支援事業につきましては、民間事業者が持つネットワークやノウハウを活かした柔軟で個別的な寄り添い型の支援を行うことが期待できることから、委託方式をとることいたしました。 そして、自立相談支援事業において幅広く相談者を受け付け、確実に支援につなぐため庁内連絡体制を構築し、自立相談支援期間との紹介や連携のルール化を図るとともに、支援調整会議への参加を通じて事業者と協働でこの制度の円滑な運用を図ってまいります。 また、自立相談支援機関において生活保護の必要性がうかがわれる場合には、すみやかに区役所・支所の生活保護窓口につながるよう連携を図るなど、個々の状況に応じたきめ細かい支援に努めてまいります。
2	豊橋市	生活保護困窮者自立支援法関連については実施方法等検討中です。また、生活保護の必要な方については、適切に対応しております。
3	岡崎市	必要に応じて委託事業とします。後段については生活保護法に基づき適正に実施します。
4	一宮市	自立相談支援事業は、平成27年度より直営で実施します。また、生活保護制度の適用が必要な人には、生活保護の相談窓口に繋がります。
5	瀬戸市	事業の内容・実施方法については検討中です。
6	半田市	平成27年4月1日から施行されます生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業につきましては、直営(一部委託)で実施する予定をしております。実施にあたりましては、保護が必要な方には確実に保護が実施できるよう適切な運用に努めてまいります。
7	春日井市	平成27年度から実施する「生活困窮者自立支援事業」は、直営実施の方向で進めています。面接相談の結果、保護の必要性が認められ、申請の意思がある相談者には、生活保護の受給手続きを紹介します。
8	豊川市	自立相談支援事業については、生活困窮者が抱える複合的な課題に対して包括的な支援が実施できるよう、市役所関係部署及び地域の関係機関が連携することが必要であり、実施体制についても、直営及び委託のそれぞれの長所や欠点を見極めながら取り組んでまいります。 また、生活保護が必要な方には、確実に生活保護につながるよう、自立相談支援事業と生活保護が連携して、連続的な支援が行えるよう配慮してまいります。
9	津島市	生活困窮者自立相談支援事業については、直営で実施する予定で、準備を進めているところです。生活保護に至る前の第2のセーフティネットとして必要な支援を実施する予定です。
10	碧南市	生活困窮者自立支援法に基づく支援事業については、平成27年4月1日からの実施に向けて体制も含めて現在検討作業中ですが、法の趣旨を十分考慮した上で、生活保護法との連携及び棲み分けに努めてまいります。
11	刈谷市	「自立相談支援事業」につきましては、現在検討中です。また、生活保護が必要な人には、各法、各規定を遵守し、申請権の侵害とならないよう努めてまいります。
12	豊田市	※文書回答なし

市町村名		「自立相談支援事業」は自治体直営で実施し、生存権保障重視を
13	安城市	26年度は生活困窮者自立支援モデル事業として直営で実施し、27年度も直営実施の予定である。また、生活困窮者に生活保護が必要であれば柔軟に対応する。
14	西尾市	生活困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」の運営方法は、現在検討しているところ。なお、相談において生活保護制度の利用が適切と認められる場合は、適切に生活保護制度の案内をしてまいります。
15	蒲郡市	生活保護困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」は自治体直営で実施する予定です。生活保護に至る前の段階での自立支援策の強化を図るとともに、生活保護が必要と思われる方へは申請権を侵害することなく対応していきます。(福祉課)
16	犬山市	現在、「自立相談支援事業」は委託を考えています。自治体直営の必要性があれば、検討していきます。また、相談者が生活保護に該当する人である場合は、受給手続きを紹介します。
17	常滑市	直営・委託の両方の可能性を残し、最終結論を出す時期にきております。今後、慎重に検討し、結論を出していきます。
18	江南市	平成27年4月1日の法施行に伴い、実施体制の構築に向けた準備を行っている現状にあります。制度運営の目標である「生活困窮者の自立と尊厳の確保」、「生活困窮者支援を通じた地域づくり」を実現するため、事業の委託を含めて体制づくりを検討しています。 また、事業の趣旨として、自立相談支援事業において生活保護が必要な場合には、確実に生活保護につながることでありますので、適正な実施に努めてまいります。
19	小牧市	生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業につきましては、小牧市市民にとってより良い対応で実施したいため、現在組織委員を立ち上げ検討中であり。また、生活保護が必要な人には、就労支援に偏らず、申請者の状況の把握に努め適正な対応に努めるようにします。
20	稲沢市	実施主体について現在検討中であり、生活保護が必要な人につきましては、生活保護の申請・受給手続きを紹介できるようにしてまいります。
21	新城市	本市は「自立相談支援事業」を外部委託する予定です。しかし、委託にあたっては、当該相談支援の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体を選定します。また、福祉事務所のケースワーカーと十分に連携を図り、効果的な支援が実施できるよう関係機関との連携を図ります。
22	東海市	生活保護における申請権の生存権の保障は大切なことであると認識いたしております。生活困窮者の抱えている課題を適切に評価・分析し、また、関係機関との連絡調整や支援の実施状況の確認等を行うことによって多様で複合的な課題を有する生活困窮者に対し、包括的かつ継続的な支援が適切に行えるよう、十分な専門性を有する支援員を養成していくことが重要であると考えております。市といたしましても今後、相談支援員、就労支援員の配置等を検討し、必要に応じて組織の充実を図ってまいります。
23	大府市	直営又は委託双方のメリット、デメリットを比較考慮しながら最適な実施方法を検討していきます。また、自立相談支援の結果、生活保護を必要とする場合には、相談者の実情に応じて対応します。
24	知多市	生活困窮者自立支援法については、現在、その実施方式に付いて検討中です。
25	知立市	平成27年度より施行予定で現在、協議中ですが委託となった場合も自治体と情報を密に交換する必要があるため相談者へのより良い支援ができるよう検討していきます。
26	尾張旭市	「自立相談支援事業」の実施方法については、現在検討中です。いずれにしても、相談者には、適切な施策を紹介していくようにします。
27	高浜市	生活困窮者自立支援法の施行に向け、1年前倒しで本年度から本事業に取り組んでいます。実施体制として、「自立相談支援事業」に必須となる自立支援相談員のみ高浜市社会福祉協議会に人員配置を委託し、他は直営で運営しています。 なお、生活困窮者の相談において、生活保護の意思が示された場合には、福祉事務所の生活保護担当が同席し、必要な措置を講じています。

市町村名		「自立相談支援事業」は自治体直営で実施し、生存権保障重視を
28	岩倉市	現在のところ、直営と委託の両方を検討しています。また、自立相談支援事業は生活保護担当への連携を密にすることとしています。
29	豊明市	社会福祉協議会へ委託することで調整中です。生活保護の申請が必要な相談者については従前どおり社会福祉課の窓口での対応となります。
30	日進市	法の趣旨に基づき効果的な実施ができるような体制を検討しています。
31	田原市	本市では、当面自立相談支援事業は直営で行うこととしています。生活保護担当窓口で実施し、必要な方には生活保護制度の紹介を行います。
32	愛西市	陳情の趣旨を理解し、生活困窮者の自立支援の実施に努めます。
33	清須市	自立相談支援事業は、直営を予定しております。
34	北名古屋市	北名古屋市福祉事務所においては、平成 27 年 4 月から自立相談事業を北名古屋社会福祉協議会へ委託し、住宅確保給付事業については直営で実施する予定をしています。
35	弥富市	「自立相談支援事業」は市社会福祉協議会へ委託し実施する予定です。
36	みよし市	※文書回答なし
37	あま市	平成 27 年 4 月 1 日に施行される生活困窮者自立支援法の適正実施に向けた準備を進めております。
38	長久手市	モデル事業として、平成 26 年 1 月から、市社会福祉協議会へ委託し、連携をとりながら実施しています。平成 27 年度以降も、事業を継続して実施していきます。
39	東郷町	福祉事務所を設置していない本町にあつては県の指導の下対処します。
40	豊山町	関係法令に基づき、県福祉事務所が実施する自立相談支援事業に対応していきます。また、生活保護受給についても県福祉事務所の指導のもと、対応していきます。
41	大口町	「自立相談支援事業」については、県の説明等をうけている段階で今後協議をしていきます。また、就労支援については、就労支援専門の方による丁寧な聞き取りと相談をされており、偏った就労支援をされているとは考えておりません。
42	扶桑町	県と共に進めて行きたいと考えております。受給手続きは適切に進めて行きます。
43	大治町	現在のところ、県福祉事務所の職員が就労支援や生活指導を行っております。
44	蟹江町	県の指導の下、適切に事務を進めています。
45	飛島村	海部福祉相談センターと連携を図り給付事務を行う。
46	阿久比町	計画はありません。(県)福祉事務所と連携を図ります。
47	東浦町	生活困窮者自立支援法は、福祉事務所が実施機関となるため、本町においては、県福祉事務所が実施することとなります。実施の内容については、県福祉事務所の動向を見ながら、町としてできることはないか検討していきます。
48	南知多町	「自立相談支援事業」の実施方法は、検討中です。生活保護の受給手続きは、国の制度に準じています。
49	美浜町	自立相談支援事業は福祉事務所単位で行うこととされており、福祉事務所を持たない本町は県と協議のうえ実施していきます。
50	武豊町	今後の国の動向を注視するとともに、関係法令等に基づいて適切に対応してまいります。
51	幸田町	本町は、福祉事務所設置自治体ではないので、生活困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」は愛知県西三河福祉相談センターが実施主体となります。本年度は愛知県によるモデル事業を取り組んでいますが、社会福祉法人への委託方式で実施をしています。
52	設楽町	県担当部局と連携を取りながら事務を進めます。
53	東栄町	直営・委託等に関しては検討中です。
54	豊根村	愛知県の福祉事務所の管轄ですが、連携を図りながら事務を進めます。